

第4章 特定事業およびその他の事業について

(1) 特定事業の概要

特定事業は、生活関連施設、生活関連経路、車両などにおけるバリアフリー化を具現化するための事業で、主にハード整備に関する6つの「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「路外駐車場特定事業」、「都市公園特定事業」、「建築物特定事業」、「交通安全特定事業」とソフト対策に関する「教育特定啓発事業」を指します。

基本構想で定めた特定事業については、事業を位置づけた事業主体が「特定事業計画」を作成し事業を推進することが、バリアフリー法において義務付けられています。

なお、各特定事業の内容については、バリアフリー法および「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」（国土交通省）などにおいて以下のとおり示されています。

各特定事業の内容

○公共交通特定事業

- ・ 特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・ 特定車両を床面の低いものとする事、その他の特定車両に関する移動等円滑化に必要な事項



写真33 エレベーターの設置



写真34 ノンステップバスの導入



写真35 ユニバーサルデザインタクシーの導入

○道路特定事業

- ・ 道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置など
- ・ バリアフリー化のために必要な道路構造の改良など（歩道の拡幅、路面構造の改善等）



写真36 車道との段差解消



写真37 視覚障害者誘導用ブロックの設置

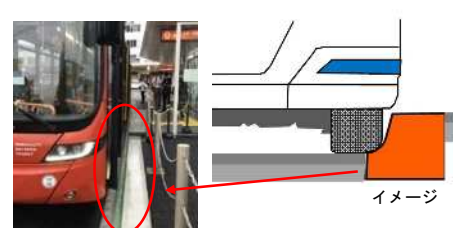


写真38 バリアレス縁石の設置 (バス停のバリアフリー化)

○路外駐車場特定事業

- ・ 特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車椅子使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備



写真 39 車椅子使用者駐車区画の整備

○都市公園特定事業

- ・ 都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備



写真 40 園路の
段差解消

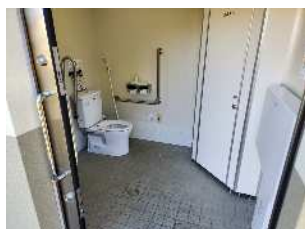


写真 41 障がい者対応型
トイレの整備

○建築物特定事業

- ・ 特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- ・ 全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備



写真 42 車椅子対応エレ
ベーターの設置



写真 43 障がい者対応型
トイレの整備

○交通安全特定事業

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置
(高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置 等)
- ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止
(違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動 等)



写真 44 音響式信号機
の設置



写真 45 青延長用押しボタン
付き信号機の設置

○教育啓発特定事業

- ・移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業
(学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室(障がい当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等)の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催 等)
- ・移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業など(上に掲げる事業を除く。)
(障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接遇研修の実施、優先度や車椅子利用者駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示 等)



写真 46 ろう者への理解を
深める授業



写真 47 視覚障がい者の
疑似体験

(2) 特定事業の設定

地域住民等からの意見や各地区のバリアフリー方針などを踏まえ、各事業主体が設定した特定事業について、地区ごとに以下に示します。

なお、事業の「実施時期」については、「上半期：2026年度（令和8年度）～2029年度（令和11年度）に実施予定」、「下半期：2030年度（令和12年度）～2033年度（令和15年度）に実施予定」、「備考：継続実施、時期未定（関係機関と協議・調整、必要に応じて検討等）など」の区分に分けて設定しています。

【記載イメージ】

項目	事業内容	上半期 (2026～2029年度) (R8～R11年度)	下半期 (2030～2033年度) (R12～R15年度)	備考
通路	視覚障がい者や高齢者に配慮した適切な照度の確保	■		
券売機等	障がい者に配慮した券売機の空間の確保と照度の確保	■		
トイレ	一般トイレへの着替え台の設置	■		
	トイレ内の音声案内、点字表示の整備	■		

図5 特定事業の内容とスケジュール例